

議会だより

2月定例市議会

平成24年第1回定例会は、2月22日から3月21日までの29日間にわたり開会しました。市長からは、報告3件、平成23年度一般会計補正予算案、平成24年度一般会計当初予算案など81議案と人事議案6件が提案されました。

審査にあたっては、2月22日に議長を除く全議員で構成される予算特別委員会(福原謙二委員長)を設置し、2月23日の委員会では、平成23年度一般会計補正予算案等について審査を行い、原案のとおり可決しました。

2月27日の本会議では、平成23年度一般会計補正予算案等すべての議案について原案のとおり可決しました。また、議案第81号損害賠償の額を定めることについてが追加提案され、予算特別委員会に付託しました。

3月7日、8日の両日には、各会派を代表して新年度予算に対する総体質問を行いました。

3月12日から15日にかけての予算特別委員会では、まず追加提案された議案第81号損害賠償の額を定めることについての審査を行い、その後、平成24年度当初予算案をはじめ各条例案等について審査を行い、原案のとおり可決しました。

3月21日の本会議では、予算総額約1,153億円の平成24年度当初予算案等すべての議案について原案のとおり可決し、人事議案6件について同意しました。

また、議員からは、尾道市議会委員会条例の一部を改正する条例案が建議案として提案され、原案のとおり可決しました。さらに、意見書案2件が建議案として提案され、可決後、意見書については、関係行政庁に送付しました。

■議会の動き

- 2月22日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定、補正予算等提案(説明・質疑)、予算特別委員会設置
予算特別委員会
正副委員長互選
- 23日 予算特別委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
- 27日 議会運営委員会
議会改革特別委員会
本会議
補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)、新年度予算等提案(総体説明)
瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会
- 3月7日 本会議
総体質問
- 8日 本会議
総体質問
議会改革特別委員会
- 12日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑)
- 13日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑)
- 14日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑)
- 15日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
- 21日 議会運営委員会
本会議(閉会)
新年度予算等議決(委員長報告・討論・採決)
議会改革特別委員会

■上程議案

- ◎平成23年度関係
- 予算
- ◇一般会計補正予算(第7号)
2,424万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を561億7,959万5,000円にするものです。主なものは、職員退職手当について、勧奨退職者が当初見込みを上回ることによる追加を行う必要が生じたこと、また、バス事業者への生活交通路線維持費補助金及び土生・三原航路の維持のための生活航路維持確保対策事業費補助金の追加、予防接種事業や健康診査事業の追加などと、このほか、西藤小学校耐震改修事業に伴う仮設校舎の経費や、地域ケア拠点づくり補助金、消防団安全対策施設整備事業の追加、特別会計への繰出金の増減調整、それに併せて事業費確定の見込みが立つものについて増減調整をするものです。さらに、旧瀬戸田西小学校解体撤去事業外27件の繰越明許費の追加、地域商業活性化事業の債務負担行為を追加するものです。財源は、法人市民税及び市たばこ税の増収が見込まれることから市税の追加や、事業費の確定に係る国・県支出金、市債等の増減調整と、財政調整基金からの繰入れなどを行って調整するものです。
- ◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)ほか10特別会計
- ◇病院事業会計補正予算(第2号)
- 条例改正
- ◇尾道市職員退職手当支給条例
尾道市を退職し、公立大学法人尾道市立大学に役員として採用される職員に対し、退職手当を支給しないこととするための条例改正です。

- ◇尾道市児童遊園地設置及び管理条例
開発行為により整備され、寄附を受けた遊園地を児童遊園地として管理するための条例改正です。
- ◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
議会の議員が議会だより編集委員会に出席する場合に、費用弁償として交通費の実費を支給するための条例改正です。
- 条例廃止
- ◇備後圏都市計画事業栗原中部第一土地区画整理事業施行に関する条例
備後圏都市計画事業栗原中部第一土地区画整理事業の完了に伴い、本条例を廃止するためのものです。
- ◇尾道市国民健康保険高額療養費貸付基金条例
尾道市国民健康保険高額療養費貸付基金及び貸付事業を廃止するためのものです。
- ◇尾道市漁業集落排水事業減債基金条例
設置の目的を達成した漁業集落排水事業減債基金を廃止するためのものです。
- その他の議案
- ◇市道路線の認定について(3件)
平原77号線
平原四丁目地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。
曾川4号線
中国横断自動車道尾道松江線の施工に伴い、移管を受けた道路を市道認定するものです。
向東167号線
向東町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。
曾川1号線
中国横断自動車道尾道松江線の施工

に伴い、市道の終点到異動が生じるため、路線を変更するものです。

◇土地改良事業の計画変更について

土地改良事業市原地区区画整理事業の計画を変更するためのものです。

◇訴えの提起について

交通事故に係る損害賠償債務の額を確定するため、訴えを提起するものです。

◇損害賠償の額を定めることについて

平成22年8月13日午後9時30分頃、尾道市因島土生町287番3地先の市道において発生した事故について、損害賠償の額を定めるものです。

●報告

◇専決処分報告(2件)

◇専決処分報告及び承認(1件)

◎平成24年度関係

●予算

◇一般会計当初予算(55,900,000千円)

◇港湾事業特別会計予算ほか12特別会計(36,565,901千円)

◇水道事業会計(6,731,964千円)、病院事業会計(16,153,867千円)

●条例改正

◇尾道市部設置条例

まちづくりを効果的に進め、「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち尾道」の実現を目指すべく、体制整備を図るための条例改正です。

◇尾道市職員定数条例

適正な職員定員管理の推進並びに公立大学法人尾道市立大学の設立及び病院事業の地方公営企業法全部適用への移行に伴い、各機関の職員数を定めるための条例改正です。

◇尾道市特別職職員給与に関する条例及び尾道市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

尾道市の財政状況及び社会経済状況を考慮して、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額措置を引き続き3年間延長するため、並びに尾道市教育長の表記を改めるための条例改正です。

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

嘱託人権文化館長の名称を変更し、並びに嘱託薬局長、医療事務嘱託員及び嘱託放射線技師を廃止し、並びに嘱託ふれあいセンター長、千光寺公園技能嘱託員、地域包括支援センター嘱託員、因島フラワーセンター技能嘱託員、医療保険事務嘱託員及び国民年金事務嘱託員を設置するための条例改正です。

◇尾道市税条例

地方税法の一部改正に伴い、市たばこ税の税率の引き上げ、個人市民税の

分離課税に係る所得割の額の特例の廃止及び個人市民税の雑損控除等に係る災害関連支出の範囲の明文化、並びに東日本大震災からの復興財源確保の法律の制定に伴い、個人市民税の均等割の税率の特例について定めるための条例改正です。

◇尾道市手数料条例

建築確認等の手数料について、審査の事務量を勘案し、より適正な手数料に改めるための条例改正です。

◇尾道市いきいきサロン設置及び管理条例

いきいきサロン門田及びいきいきサロン立花 和の設置に伴う条例改正です。

◇尾道市介護保険条例

平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、低所得者の保険料率の特例を定めるための条例改正です。

◇尾道市人権文化センター等に関する条例

施設の名称統一及び利用促進を図るための条例改正です。

◇尾道市医師確保奨学金貸付条例

医師の確保を図るべく、外国医師で日本の医師免許を取得し、市民病院等において医師として従事しようとする者を奨学金の貸付対象者とするための条例改正です。

◇尾道市因島フラワーセンター設置及び管理条例

尾道市因島フラワーセンターの事業内容を変更し、入園料を無料とするとともに、管理について指定管理者制度を解除するための条例改正です。

◇尾道市営単市住宅設置及び管理条例

市営単市住宅の管理について、指定管理者に管理させることができることとするための条例改正です。

◇尾道市営住宅設置及び管理条例

公営住宅法の一部改正に伴い、入居者の資格に関する規定を整備するとともに、市営住宅の管理について指定管理者に管理させることができることとし、及び老朽化した立花余崎住宅を廃止するための条例改正です。

◇尾道市営特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例

市営特定公共賃貸住宅の管理において、指定管理者に管理させることができることとするための条例改正です。

◇尾道市道路占用料徴収条例

国が管理する指定区間内の国道の占用料の額が平成23年4月1日から改定されたことに準じ、市が管理する道路の占用料の額を改定するための条例改正です。

◇尾道市準用河川区域内占用料徴収条例
道路占用料の改定に準じ、河川区域内の土地占用料の額を改定するための条例改正です。

◇尾道市都市公園条例

道路占用料の改定に準じ、都市公園の使用料の額を改定するための条例改正です。

◇尾道市汚水処理施設設置及び管理条例

汚水処理施設の下水道使用料の徴収方法を、公共下水道の使用料の徴収方法と統一するための条例改正です。

◇尾道市港湾施設管理条例

重要港湾尾道糸崎港の長者原野積場を廃止し、及び地方港湾沢港に広告物を提出しないこととし、並びに港湾施設の使用料を施設ごとに規定するための条例改正です。

◇尾道市立図書館協議会設置条例

図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の委嘱又は任命の基準を文部科学省令で定める基準を参酌して定めるための条例改正です。

◇尾道市公民館条例

社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を文部科学省令で定める基準を参酌して定めるための条例改正です。

◇尾道市立美術館設置及び管理条例

博物館法の一部改正に伴い、美術館協議会の委員の委嘱の基準を文部科学省令で定める基準を参酌して定めるための条例改正です。

◇尾道市火災予防条例

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、新たに危険物に追加されたものの貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置を定めるための条例改正です。

◇尾道市消防手数料条例

危険物の規制に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料を定めるための条例改正です。

●条例制定

◇尾道市暴力団排除条例

暴力団が市民等に脅威を与えている現状に鑑み、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進しようとするための条例制定です。

◇尾道市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例

住宅団地の管理組合からの汚水処理施設の移管に伴い、当該施設を尾道市の施設として設置し、及び管理するための条例制定です。

◇尾道市住宅団地汚水処理供用区域外流入分担金に関する条例

住宅団地の汚水処理施設における汚水処理に関し、汚水処理供用区域外から施設へ汚水を流入しようとする者から分担金を徴収するための条例制定です。

◇尾道市病院事業の設置等に関する条例

公立みつぎ総合病院とともに市民の医療の確保を図るべく、尾道市立市民病院の運営についても地方公営企業法の全部を適用するための条例制定です。

◇尾道市病院事業の管理者の給与に関する条例

病院事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、病院事業の管理者の給与について定めるための条例制定です。

◇尾道市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

病院事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、病院企業職員の給与の種類及び基準について定めるための条例制定です。

◇尾道市病院事業使用料及び手数料条例

病院事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、診療又は施設の利用に係る使用料及び手数料を定めるための条例制定です。

●その他の議案

◇公立大学法人尾道市立大学中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学中期目標を定めるためのものです。

◇甲世衛生組合規約の変更について

甲世衛生組合の組織を改めるため、規約を変更するものです。

◇広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

外国人登録法の廃止に伴い、関連する規約を変更するものです。

◇尾道市と福山市との間における児童の発達支援に関する事務の事務委託に関する規約

関係市町と福山市とで相互に協力して行う児童の発達支援に関する事務のうち、尾道市が処理すべき事務の管理及び執行を福山市に委託するための規約を定めるものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について

指定管理者を指定するものです。

いきいきサロン門田／いきいきサロン立花 和／因島漁船等巻揚施設

◇新市建設計画の変更について

新市建設計画に尾道市立市民病院整備事業及び尾道大学施設整備事業を追加するとともに、学校の整備及び保育所施設に関する記述を改めるものです。

●議員提出議案

◇尾道市議会委員会条例の一部を改正する条例案
尾道市部設置条例の一部改正、病院事業局の設置及び公立大学法人尾道市立大学の設立に伴う条例改正です。

●人事議案

◇固定資産評価審査委員会の委員の選任

進来征子さん(土堂二丁目)

新川征彦さん(因島田熊町)

松岡秀明さん(因島田熊町)

森下宏之さん(瀬戸田町)

◇人権擁護委員の候補者の推薦

横山光昭さん(久山田町)

砂田佳月さん(高須町)

■総体質問(主な内容)

○多様な交流の輪が広がるまちについて

Q 「銀山街道」沿線の活動が盛り上がりを見せている。しまなみ海道周辺と同様、里山の活性化も重要だと考えるが、市長の見解について聞きたい。

A 尾道観光協会をはじめとした街道沿線の各種団体の皆さんが、銀山街道をテーマとした取り組みをされていることは、里山の新たな魅力を発見することにつながると考えている。現在、このような活動の活性化を図るため、国・県及び銀山街道沿線の自治体が一体となり、広域的な官民連携での取り組みを推進する協議会を本年3月末に設置する予定である。

○市民と市が協働し、ともに創るまちについて



ワン・ステップ・アクション
(フラワーカーペット)

Q 職員の地域活動や社会貢献活動を積極的に進めるべきと考えるが、どうか。

A 職員がこのような活動に参加することで、市民の目線や考え方を理解し、日常の業務に活かすことができるとともに、協働の意識醸成につながるものと考えている。既に、多くの職員が地域行事等において活動を行っているが、更にそれを進めるため、全ての職員が今置かれている立場から一歩踏み出し、一人の市民として地域のまちづくり活動等へ参加する「ワン・ステップ・アクション」を今年度から取り組んでいる。今後とも、多くの職員が取り組めるよう、職員への呼びかけや参加しや

すい環境づくりを進めていく。

○心豊かに育ち、学び高めあうまちについて

Q 武道の時間における事故防止の対策について、どのように考えているか。

A 次年度から始まる武道においては、安全指導の徹底が強く求められている。市教育委員会としては、平成21年度から武道の授業中の安全確保を目指し、中学校体育科教員全員を対象とした研修や武道指導の先進的な地域の中学校の視察に取り組んできた。さらに、新学習指導要領が本格実施となる平成24年度は、武道の時間に、必要に応じて体育科教員の補助指導者を派遣する体制を整え、事故防止に努めていく。

○新年度予算について

Q 落ち込みが想定される市税収入の増収対策については、どのように考えているか。

A 瀬戸内の十字路としての優位性を活かした企業誘致や、市内企業の活性化を図ることが最も効果的であると考え、取り組んできたところである。来年度については、流通団地や工業団地で施設及び工場の竣工により、400名以上の雇用の創出が見込まれている。また、本市を含む地域が指定された地域活性化総合特区は、成長分野と言われている医療、ICT、環境、観光に関するものであり、地域の活性化にもつながるものと期待している。

○尾道市就学前教育・保育施設再編計画について

Q 国の「総合こども園」制度と尾道市の「認定こども園」制度に相違はあるか。また、2015年からは尾道市も「総合こども園」と名称を変更し、国の制度に合わせるのか。

A 「認定こども園」も「総合こども園」も教育・保育を一体的に提供する施設であるから、制度上の相違はない。本市においても、国の新システム導入後は、現行の保育所、幼稚園及び認定こども園については、いずれも子ども・子育て支援給付の対象施設とするため、「総合こども園」への移行を目指していきたい。

○機構改革(案)について

Q 「効率的な行政組織への再編」は、編入地域に対してもう少し時間をかけて取り組む配慮が必要ではないか。

A この度の組織・機構の見直しにおいては、合併後の市の一体性の確立、均衡ある発展に向けて、まちづくりを効果的に進めるため、支所での窓口サービスと地域振興の機能は、しっかり残しながら、事務分担を見直していくこととした。各種行政課題に対応しながら、市民サービスを維持・向上させてい

くためには、常にすべての組織・機構を点検し、効率的な行政運営を図ることが求められている。本庁と支所との事務分担についても、地域特性に配慮しながら、丁寧に対応していきたい。

○市長の総体説明について

Q 臨時財政対策債に対する市長の所見について聞きたい。

A 地方交付税の財源不足に対応するため、平成13年度から制度化され、本市においては、発行可能額を限度に発行し、財源としている。その元利償還金相当額について、毎年、地方交付税の基準財政需要額に算入されている。

○教育問題について

Q 社会教育・文化・スポーツなどを市長部局へ移し、教育委員会は学校教育に専念すべきと考えるが、教育長の意見について聞きたい。

A 教育委員会の職務権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されており、社会教育、文化、スポーツなどの分野は、本来、教育委員会の職務である。ただ、社会教育、文化、スポーツなどの職務については、市長部局への事務委任なども可能ではある。県内でも、公民館など社会教育の一部を市長部局に移管している市町があることも承知をしている。本市としては、学校教育と社会教育などの分野は、それぞれ密接に関連しており、現在のところ、教育委員会が所管することが適当と考えている。

○生活保護について

Q 生活保護受給者の就労に向けた支援をしてはどうか。

A 定期的な訪問を通じ、ケースワーカーが世帯の状況把握をしており、就労可能な世帯に対して必要な指導・助言を行っている。また、昨年度から嘱託就労支援相談員を1名雇用し、ハローワークと連携しながら、求職情報の提供や面接指導等、就労に向けた支援を行っており、その結果、今年度は2月末現在で3世帯が自立し、生活保護廃止となっている。

○東日本の震災について

Q 東日本の震災から尾道が学んだこと、及び今後の活用について聞きたい。

A 市民の生命、身体、財産を守ることが自治体の重大な責務であると改めて痛感した。今年度においては、エリアメールの導入や消防団へのトランシーバー配備、自主防災組織の結成促進などに努めてきた。また、食糧、生活必需品及び防災資機材などを確保するため、事業者との協定締結も進めてきている。新年度においても、支所や拠点と

る避難所に発電機を配備するとともに、県による津波被害等の想定の見直しに伴い、新たな防災マップの作成も予定している。今後、県の地域防災計画の修正を踏まえて、本市の地域防災計画を修正し、可能な限り、あらゆる防災対策・減災対策を講じていきたい。

○財政について

Q 合併後の財政の状況について聞きたい。

A 市税は、少子化に伴う労働人口の減少などや、地価の下落傾向による減収が見込まれ、また、一般財源である地方交付税は、将来にわたって段階的に減額されることとなっており、厳しい状況が見込まれる。こうした中、高齢化等による扶助費の増加や、クリーンセンターの更新及び道路等の維持補修をはじめとする老朽施設の維持管理の時代を迎えることとなる。そのためにも、健全な財政基盤の確立に向け、引き続き、行財政改革に取り組み必要がある。

○教育問題について

Q 生涯教育とは何か。

A 学校教育や家庭、地域で得た様々な体験が、人格や生きる力を形成していくものと考え。教育委員会として、このことは、豊かな人生を送るために、非常に大切であると認識し、子どもたちの教育を進めている。さらに、大人になっても、市民一人ひとりが、生涯にわたって、自己の人格を磨き、学習していくことが、生きがいのある豊かな人生につながるものと考えている。今後も、市民一人ひとりが地域の中で『集い、学び、生かす生涯学習の充実』に努めていきたいと考えている。

○特別養護老人ホームの増床について

Q 計画通り242床増床できる見通しとその根拠は何か。

A 計画策定にあたり、市内の特別養護老人ホームに対して意向調査を行い、合計で202床の増床希望があった。これに第6期の前倒し分として、40床を公募で増床する計画である。市内の特別養護老人ホームの管理者等とは、増築計画について意見交換をしてきており、また、公募の問い合わせも既にあるので、計画どおり増床できるものと思っている。

Q 増床の年次別地域別の計画はどうなっているか。

A 平成24年度は北部圏域に29床、中央圏域に87床、瀬戸田圏域に10床を整備の予定である。平成25年度は東部圏域に25床、因島圏域に20床、平成26年度は向島圏域に31床を予定している。公募分の40床は平成26年度の整備を予定している。

Q 尾道市は多床型の増床計画はあるのか、あるとすれば何床を見込んでい

るのか。

A 242床のうち、50床が多床室の予定である。

Q 増床による保険料への影響額はいくらか。

A 月額135円の増額を見込んでいる。

○住宅リフォーム助成制度について

Q 尾道市の制度をつくるにあたって、広島県の「子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム普及促進事業」を参考にしたのか。

A 本制度をつくるに当たっては、広島県や他市の制度も参考にしながら、本市の課題に対応すべく独自の制度を創設したものである。

Q 広島県が実施したこの制度の昨年度の当初予算額と想定対象件数、実際の補助金総額と補助件数、工事費総額はどうなっているか。

A 広島県の制度における今年度の当初予算額は3,000万円、補助対象件数は300件、実際の補助額は約2,512万円、補助件数は275件、工事費総額は約7億2,968万円と聞いている。

○地域主権改革に係る一括法成立について

Q 市民の声をどのようにして集約するのか。また、自治体の姿勢、判断、方針が問われるが、どのような方針を持っているか。

A 地域主権改革の推進に当たっては、市民、利用者、関係者等からの意見や情報から、課題やニーズを的確に把握することが肝要だと考えている。個々の条例案の検討に際しては、アンケート調査やパブリックコメント、審議会や懇談会等を通しての意見聴取など、多様な方法が想定される。さらに、これまでの業務遂行時に、関係者や市民から直接お聴きした貴重なご意見等も参考にしながら、適切な対応に努めていく。地域主権改革の推進を、地域特有の課題解決に活かし、これまで以上に、効果的なまちづくりに、取り組んでいきたい。

○環境関係政策について

Q 大規模太陽光発電所の誘致目標年次計画をどのように立てているか。

A 本市においても、再生可能エネルギーの普及促進は地球環境の保全の観点から、非常に重要であると認識しており、とりわけ日照時間の多い本市は太陽光発電に適した立地条件にある。誘致目標年次計画については、市有の候補地は平成24年度内を目標に、民有地は、施行後3年以内には誘致が実現するよう、候補地所有者と発電事業者に対し、働きかけを行い、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいく。

○サイクリング事業について

Q しまなみ海道本線を走るイベントに取り組んでみてはどうか。

A サイクリングに限らず、本線車道をランニングやウォーキングすることは、しまなみ海道開通15周年、瀬戸内海国立公園指定80周年である平成26年度の記念イベントとして相応しいと考えている。また、同年に開催予定の広島・愛媛両県にまたがる広域観光イベント「大・島博覧会」において、本線車道を走るサイクリングイベントの開催が検討されていると聞いており、この実現に期待しているところである。

○多様な交流の輪が広がるまちについて

Q 松江市との継続性のある交流事業について方針は。また、具体的な計画があるのか。

A 2月に松江市で開催された「まっえ暖談食フェスタ」への参加に続き、4月には尾道みなと祭へ松江市長及び松江の伝統芸能団体にご参加いただくように計画している。今後については、まず団体や行政職員の交流を行う中で観光・文化だけでなく、産業、スポーツ、教育、災害支援体制の確立等の幅広い分野における交流の可能性を研究し、市民主体の継続性のある事業実施につなげていきたい。



まっえ暖談食フェスタ

○「活力あふれる産業が育つまち」について

Q 震災に遭われた東北地方の農家の方に、遊休農地を提供し、さらには住宅の補助対策を支援できないものか。

A 震災に遭われた農家の方々の就農は、担い手不足が課題である本市において、効果的な取り組みになるものと考えている。今後、新規就農における遊休農地の活用や地域との合意形成、生活全般の相談など、総合的な取り組みとなるよう、施策と支援体制の確立に向け、関係機関と連携していく。

○「暮らしの安全と快適性が高いまち」について

Q FM放送の今後の市内全地区への可聴地域拡大はいつごろを予定しているのか。

A 昨年度のアンテナ移設後も、因島南部地域・生口島南部地域及び御調地域が難聴地域となっている。昨年の東

日本大震災以降、コミュニティエフエム放送についても、中継局設置による可聴地域拡大が可能となったことから、平成24年度にエリア拡大のための調査及び中国総合通信局との協議を行い、中継局の適地の選定などを経て、総合計画後期基本計画の計画年次中での拡大を検討している。

■予算特別委員会(質問項目)

◎平成23年度補正予算案及び関連議案

◇一般会計

地域商業活性化事業の成果、小売業に対する市の支援策、小中学校耐震改修工事が明許繰越になった経緯、入札に関する市の考え、鳥獣被害防止総合対策交付金の補正内容、法人市民税及び市たばこ税が増額補正になった理由、生活航路維持確保対策事業費補助金できた経緯、電波速へい対策事業のデジタル放送難視聴地域への対応策、経済センサス活動調査調査員等報酬の減額理由、地域密着型サービス施設整備補助金の補正内容、第4期介護保険事業計画の施設整備の進捗状況、子宮頸がん等予防接種委託料が減額補正になった理由、健康診査事業委託料の補正内容、健診受診者数の推移、漁業後継者育成支援策の必要性、消防団安全対策設備整備費補助金により購入した消耗品・備品の配備方法、瀬戸田サンセットビーチ整備事業測量設計等委託料の補正内容、サンセットビーチの道の駅の登録の検討について

◇各特別会計

国民健康保険事業特別会計において、特定健診及び特定保健指導業務委託料が減額になった理由、特定健診及び保健指導受診者数の当初見込みと実際の受診者数の相違、保険給付費が増額になった理由、共同事業交付金の補正理由

介護保険事業特別会計において、居宅介護サービス給付費が増額、施設介護サービス給付費が減額になる要因の分析、高額介護サービス及び高額医療合算サービス該当者の返還方法

漁業集落排水事業特別会計において、減額補正した理由、加入勧奨の取組みについて

◇各企業会計

病院事業会計において、年間外来患者数及び外来収益が大幅に減少した要因、院外処方へ切り替えた理由について

◇尾道市国民健康保険高額療養費貸付基金条例

高額療養費の支給勧奨方法及び結果、限度額適用認定証の交付について

◎平成24年度当初予算案及び関連議案

◇予算全般

Q 第5次行財政改革大綱の新年度予算への反映について聞きたい。

A 行財政改革に基づく効率的な運営を考慮した新年度予算を編成している。

Q 今後必要となる公共施設のメンテナンス費用について聞きたい。

A 将来的には、老朽化する施設の維持管理費の増大を見据え、それらに対応できるよう財政運営を行う。

Q 平谷市政5年間の事業執行の到達度に対する見解について聞きたい。

A 国・県と一緒に地域を活性化させることを基本に、体制づくりを行い、平成26年までに誇りがもてるまちづくりに全力を尽くしていきたい。

◇一般会計歳入

Q 法人市民税及び個人市民税の算出根拠について聞きたい。

A 市内企業にアンケート調査を実施し、その結果を基に算出した。また、法人市民税については、主要企業への訪問調査も実施し、算出した。

Q 市税条例の改正による市民への影響について聞きたい。

A 平成22年度ベースで算出した場合、退職手当の所得割10%の廃止については、年間680万円程度。また、個人市民税の均等割については、課税対象者一人当たり年間500円の増額を見込んでいる。

Q 県の住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金が打ち切られた理由及びそれに代わる県の補助事業について聞きたい。

A 国の地域グリーンニューディール基金を利用した事業であったが、国の制度終了に伴い、県の補助事業も終了した。また、代替事業として、広島県が来年度からファンド形式の太陽光の補助を検討している。

Q 職員労働組合書記局の庁外移転に伴う、新たな貸与面積及び家賃等の徴収について聞きたい。

A 貸与面積については、今とほぼ同様の広さであり、移転予定先の労働センターは、使用料は無料であるが、電気等の使用料は徴収することとしている。

Q 債務残高の減額だけでなく、低金利の市債を有効活用することも財政の健全化につながるのではないかと。

A 借金が少ないことが財政の健全化である。そのため、債務残高の抑制に努めているが、必要な事業については、市債を利用し実施する。

◇一般会計歳出

Q 後期基本計画における新規事業の件数及び新規事業に伴い、終了した事業の件数について聞きたい。

A 一般会計において新規事業数は95

件、終了した事業は71件である。

Q 生活交通路線維持費が2月補正に計上されたにも関わらず、当初予算にも計上されているのはなぜか。

A これまでは、国が12月中旬以降に補助金額を確定していたため、2月補正に計上していたが、国の補助が事前算定方式に変更されたため、新年度では当初予算に計上した。

Q 東日本大震災を受け、作り変える防災マップの配布方法について聞きたい。

A 前回同様、全戸配布を考えている。

Q 大学施設整備費にかかわり、全て合併特例債で対応すれば、大学施設整備基金は取り崩さなくてもよいのではないか。

A 基金からの繰り入れは、合併特例債を活用した上で必要になる自己負担分と合併特例債の対象外の施設整備費に充当するためのものである。

Q 現段階での防災に対する考え方について聞きたい。

A 市民の生命・財産を守るという重大な役割を果たすため、今ある体制の中で、直下型地震への対応も含めて、できることはすべてに取り組む。

Q おのみちわいわいスポット事業の概要について聞きたい。

A 主要な公共施設で、スマートフォンからインターネットに無料で接続できる設備を整備し、まちなかのにぎわいづくりと“つながるまち”としての印象づけを図るものである。

Q 保育所認可化移行促進事業の主体と実施方針について聞きたい。

A 市の方針として、平成24年度は認可保育所のない高須地区において、認可化を希望する保育所を募集し、応募した施設の支援を行い、平成25年度以降は、家庭保育所としての事業実施も尊重しつつ、全市民的な取り組みを行いたい。

Q 重度身体障害者が入院された時のヘルパー支援を地域生活支援事業に組み込めないか。

A 入院中は看護が提供されるので、ヘルパーによる看護の代替行為は認められず組み込めない。

Q 身体障害者福祉法に基づき、公共施設内に身体障害者の就労支援のための場所を設けられないか。

A 障害者自立支援法に基づき、就労支援の強化に取り組んできたところであるが、身体障害者福祉法に基づいて、どのような就労支援が行えるか研究したい。

Q こども発達支援センターが福山市に設置されることになった経過について聞きたい。

A 県東部には発達支援にかかわる公的施設が未整備であり、市単独での設置

は困難なため、地元自治体が共同して県に施設整備を要望したが、実現しなかったため、関係市町で相互に協力して設置することとなった。

Q ごみ減量化にEM菌を活用することができないか。

A 尾道市公衆衛生推進協議会でEM菌等を活用した事業に取り組んでおられるので、良い事例があれば情報提供をして、相談したい。

Q 子宮頸がん等予防接種委託料にかかわり、予算額が半減した理由について聞きたい。

A 昨年1月から対象年齢層全員の予防接種に取り組んだので、新年度予算では、ワクチン未接種者分と、新たに対象年齢層に達する人数分だけの予算計上をしたためである。

Q 医師確保奨学金貸付金にかかわり、予算の内訳と奨学金貸付希望者の熱意を確認する方法について聞きたい。

A 平成23年度から奨学金を貸し付けている4名に加え、新規に4名の貸し付けを予定している。奨学金の申請書に、市内公立病院に医師として勤務する決意を記載していただくことになる。

Q 介護給付費適正化計画対応体制整備事業の内容について聞きたい。

A 県が定めた第2期広島県介護給付費適正化計画により、介護認定審査における訪問調査の直営率を上げるよう指導があり、新規の調査員を緊急雇用対策基金事業で雇用するものである。

Q 新たに農地相談員が設置される理由について聞きたい。

A 農業委員会の業務を本庁に集約することに伴い、各支所での窓口サービスの低下にならないよう、農地円滑化事業の中で全額国の補助を受けて設置するものである。

Q 農業者戸別所得保障制度推進事業の事業内容について聞きたい。

A 農家戸別補償制度の事務費が、従前はJ Aが窓口となる広島県水田農業推進協議会へ行っていたが、今年度からは全国農協再生会議が立ち上げられ、市が行う事業となったことによるものである。

Q アサリ資源増加対策事業覆砂工事の内容と目的について聞きたい。

A アサリの浮遊プランクトンがいかにか定着するか、東尾道の地先に覆砂工事により実験区をつくってアサリを放流し、生育状況等を経年的に調査するものである。

Q おのみちの森づくり事業の今後5年間の市の取り組みについて聞きたい。

A 高見山を中心とした松枯れに積極的に活用していきたい。

Q (仮称)しまなみ海道サイクリング大会実行委員会負担金の内容について聞きたい。

A しまなみアイランドライドに代わる新たなイベントとしての負担金で、サイクリストだけではなくファミリー層を対象としたイベントを考えている。

Q 橋梁の長寿命化に関する調査結果について聞きたい。

A 市内800箇所のうち健全度1(損傷が著しく早期に修繕が必要な橋)が12、健全度2(損傷が大きく修繕を行うことが必要な橋)が24、健全度3(必要に応じ調査を実施し補修を行うべき橋)が228、健全度4(損傷が小さくおおむね健全な橋)が50、健全度5(損傷が認められない橋)が486である。

Q 尾道大橋無料化に伴い、交通量が増大する東西橋の工事内容について聞きたい。

A 新年度で東西橋の橋梁拡幅工事を行い、その後変形五差路の解消に向けて計画を進めていく。

Q 歴史的風致維持向上計画に対する市の取り組みについて聞きたい。

A 空き家対策や再生について計画を策定したい。

Q 因島消防署建設にかかる今後の予定と場所について聞きたい。

A 今回は造成にかかる概略設計をするもので、中須賀池を候補地としており、今後住民等へ説明をする予定である。

Q 軽度発達障害にかかる教員の研修方法について聞きたい。

A 特別支援教育コーディネーターの派遣や担当者への研修を開催しており、特別支援教育の公開授業をしている学校へも教員を参加させている。

Q 立志式を行う意義について聞きたい。

A おのみちさくらプランの最大の事業であり、尾道市の全ての中学2年生を対象とし、夢と志を抱く子どもの育成を目的としている。



立志式

Q 給食調理場について、現在は主に単独調理場により給食を提供しているが、共同調理場を建設すればコストが低く抑えられる。中学校での給食を行っている学校は4校あるが、共同調理場を建設すれば全ての中学校に給食を提供する

ことが可能となる。尾道市の財政状況が厳しい中、合併特例債発行期間内で共同調理場の建設を検討してはどうか。

Q 市内には単独調理場が14箇所あるが、小学校の再編により今後13箇所をしたい。食中毒防止等の危機管理上の観点や、地元と一体となった学校単位での食育や地産地消の推進を行うため、単独調理場での給食の提供を行いたい。中学校の給食は消極的に考えているが、働く保護者のためにこういった方法が良いか等検討していきたい。

◇港湾事業特別会計

Q 県営新浜上屋の使用料が前年度に比べ、1,800万円増となっている要因について聞きたい。

A 昨年度空いていた9区画が23年度中に全部埋まったため、使用料収入が増えたものである。



県営新浜上屋

◇国民健康保険事業特別会計

Q 歳入で、国民健康保険料が対前年度比で3億9,427万円余を増額し、一人当たり年額1万円の保険料の増額が計上されているが、保険料の増額は滞納者の増加につながるのか。

A 個々の所得・収入が低下しており、懸念はしている。

◇千光寺山索道事業特別会計

Q 事業収益が構成比で96%、一般会計繰入金が平成24年度は300万円余と減少し、民間委託をした成果が出ているが、何年後に事業収益だけで運営できるのか。

A 平成23年度から業務委託をしているが、収益の改善は一時的な観光客の増加によるもので、機械設備の維持管理にかなりの費用がかかるため、見通しはつきにくい。

◇公共下水道事業特別会計

Q 平成24年度の分担金及び負担金が減っている要因は何か。

A 受益者負担金は、平成24年度は、23年度に工事した部分について賦課するが、22年度に比べ、整備部分が少なかったため減額となっている。

◇介護保険事業特別会計

Q 介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金について、今回返還金が生じた理由について聞きたい。

A 平成21年度に交付を受け、基金で積

み立て、これを3カ年計画で取り崩してきたが、この3カ年で使わなかった事務費や需用費分の返還金である。

◇漁業集落排水事業特別会計

Q 処理施設管理委託料470万円の内容について聞きたい。

A 排水処理機器の維持管理業務並びに処理場の除草や剪定、清掃、水質、電気保安業務等を民間へ委託するための費用である。

◇後期高齢者医療事業特別会計

Q 平成22年度の保険料の滞納者数と具体的な差押財産について聞きたい。

A 滞納者は23人で、預貯金、生命保険、年金を差し押さえている。

◇水道事業会計

Q 災害対策用小型造水機の性能について聞きたい。

A 時間当たり500リットル、1日12立方メートルの能力があり、川、池、使用していない井戸を利用して4,000人分の飲料水が確保できる。また、能力については劣るものの海水についても適応できる。

◇病院事業会計

Q 議案第77号の提案理由に、地方公営企業法の全部適用に伴いとあるが、その目的は何か。

A 医師が減ってきている中で、公立みつき総合病院と尾道市立市民病院が協力しながら、安定的に医療を提供できる体制づくりを行うため、尾道市立市民病院を地方公営企業法全部適用とし、一人の管理者のもとで運営するためである。



公立みつき総合病院



尾道市立市民病院

■議会の人事

予算特別委員会

委員長 福原謙二
副委員長 宇根本茂



予算特別委員長



予算特別副委員長

■意見書

◇父子家庭支援策の拡充を求める意見書(可決)

◇基礎自治体への円滑な権限委譲に向けた支援策の充実を求める意見書(可決)

■議会を傍聴してみませんか

本会議や委員会では、条例の制定や改廃、予算など、市民の皆さんの日常生活に関連するさまざまな問題が審議されています。どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

傍聴席は本会議51席(車いす利用者3人分含む)、委員会10席程度です。

○議会を傍聴するには

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局へお越しください。

受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

■議会を見学してみませんか

尾道市議会では、小中学校等の議会見学をお待ちしています。身近な市議会へ見学に来ませんか。

■本会議の録画中継をご覧ください

ご家庭のパソコンで本会議の録画中継を見ることができます。視聴方法は、尾道市議会ホームページの「本会議録画中継」からご覧になりたい会議名を選んでください。

HP <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/assembly/index.jsp>

☎ 議会事務局 (☎0848-25-7371)

●お知らせ

今まで広報おのみちに掲載していた議会だよりについては、6月定例会(8月10日発行)から「おのみち市議会だより」として別に発行します。配布については、広報おのみちに折り返します。